

第7編 港湾編

第1章 港湾設計

1. 港湾の設計に関しては、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」編集国土交通省港湾局、発行（社）日本港湾協会の第9章設計に準ずるものとする。

なお、用語については、発注者を委託者、受注者を受託者、調査職員を監督員に読み替えるものとする。